

## Ⅷ. 障害等のある入学志願者の事前相談について

本学に入学を志願する障害のある者等（下記参照）で、受験上及び修学上の配慮を必要とする可能性がある入学志願者は、出願の前に、あらかじめ本学へ相談してください。

必要な場合は、本学において志願者又はその立場を代弁し得る出身学校関係者等との面談を行うことがあります。

区 分	受験上及び修学上の配慮の対象となる者
視覚障害	1 点字による教育を受けている者 2 良い方の眼の矯正視力が0.15以下の者 3 両眼による視野について視能率による損失率が90%以上の者 4 上記以外の視覚障害者
聴覚障害	1 両耳の平均聴力レベルが60デシベル以上の者 2 上記以外の聴覚障害者
肢体不自由	1 体幹の機能障害により座位を保つことができない者又は困難な者 2 両上肢の機能障害が著しい者 3 上記以外の肢体不自由者
病 弱	慢性の呼吸器疾患、心臓疾患、腎臓疾患等の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度の者又はこれに準ずる者
発達障害	自閉症、アスペルガー症候群、広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害のため配慮を必要とする者
そ の 他	上記の区分（視覚障害・聴覚障害・肢体不自由・病弱・発達障害）以外の者で配慮を必要とする者

※ 日常生活において、ごく普通に使用している補聴器、松葉杖、車椅子等を持参して受験する場合も、試験場設定や他の配慮との関係から受験上及び修学上の配慮として申請することが必要となりますので注意してください。

### (1) 相談の期間

学校推薦型選抜 令和3年 9月17日（金）まで

一般選抜 令和4年 1月 4日（火）まで

私費外国人留学生選抜 令和4年 1月 4日（火）まで

注1) 期限後に受験上及び修学上の配慮を必要とすることとなった場合は、できるだけ早く下記(3)の連絡先に問い合わせてください。

注2) 申請が試験直前であったり、申請内容への対応が直ちにできないような場合には、希望する配慮を受けられないことがあります。

### (2) 相談の方法及び必要書類

下記事項を記載した文書（様式任意）に医師の診断書及び身体障害者手帳を有する者は、その写しを添えて申請（郵送可）してください。

ア. 試験日程（学校推薦型選抜Ⅰ、学校推薦型選抜Ⅱ、一般選抜（前期日程）、一般選抜（後期日程）、私費外国人留学生選抜の別）、志望課程・選修等

イ. 氏名、年齢、住所、電話番号

ウ. 障害の種類・程度

エ. 受験上及び修学上の配慮を希望する事項（大学入試センターから「受験上の配慮事項決定通知書」の交付を受けた者は、その写しを添付してください。）

オ. 在籍（出身）学校の名称、及びその学校でとられていた具体的な修学上の配慮事項

カ. 日常生活の状況

### (3) 連絡先

〒811-4192 福岡県宗像市赤間文教町1番1号

福岡教育大学 入試課

TEL : 0940-35-1235